

議員提出第2号

令和6年3月19日

安曇野市議会会議規則の一部を改正する規則

地方自治法第109条及び安曇野市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

安曇野市議会

議長 松枝 功 様

提出者

安曇野市議会議会運営委員会

委員長 中村 今朝子

(提案理由)

令和5年4月の地方自治法の一部改正により、令和6年4月から地方議会に係る手続のオンライン化が可能となるため、規則に必要な事項を定めるとともに、全国市議会議長会における標準市議会会議規則の一部改正による字句等の整理と同様の整理を行うため、本案を提出するものである。

(別紙)

安曇野市議会会議規則の一部を改正する規則

安曇野市議会会議規則（平成17年安曇野市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第161条」を「第160条の2—第161条」に改める。

第7条中「すべて」を「全て」に改める。

第9条第2項本文中「ときは」の次に「、会議に宣告することにより」を加え、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第14条第2項中「そなえ」を「備え」に改める。

第19条第1項中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第19条第2項及び第3項中「承認」を「許可」に改める。

第20条ただし書中「かえる」を「代える」に改める。

第29条中「職員の点呼に応じて、順次、投票を備付けの投票箱に投入」を「議長の指示に従って、順次、投票」に改める。

第31条に次の1項を加える。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第44条第2項中「審査」の次に「又は調査」を加え、「会議」を「議会」に改める。

第45条第2項中「ときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。

第50条第1項、第52条第1項及び第55条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第74条中「第31条（開票及び投票の効力）」を「第31条（開票及び投票の効力）第1項から第3項まで」に改める。

第77条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

第77条の4第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改める。

第78条第1項中「記載し、又は記録」を「記載」に改める。

第79条中「印刷して」及び「（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、電磁的方法による提供を含む。）」を削る。

第81条中「（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員）」を削る。

第93条中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

第107条中「すべて」を「全て」に改める。

第109条第1項中「すべて、簡明にするものとして」を「、全て簡明にするものとし」に改める。

第110条第1項中「議員」の次に「（以下この条において「委員外委員」という。）」を加え、同条第2項中「委員でない議員」を「委員外委員」に、「申し出」を「申出」に改める。

第118条の見出し中「朗読」を「配布」に改め、同条中「職員をして朗読させる」を「その写しを委員に配布する」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

第128条中「第31条（開票及び投票の効力）、第32条（選挙結果の報告）第1項」を「第31条（開票及び投票の効力）第1項から第3項まで及び第32条（選挙結果の報告）第1項」に改める。

第131条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

第132条第5項中「承認」を「許可」に改め、同条に次の1項を加える。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第134条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で省略することができる。

第134条第2項を次のように改める。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第136条第1項中「意見を付け」を削り、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第143条を次のように改める。

（決定の通知）

第143条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第145条第1項中「外とう、えり巻、つえ、かさ」を「コート、マフラー、傘」に改める。

第150条の見出し中「資料等印刷物」を「資料等」に改め、同条中「資料、新聞紙、文書等の印刷物」を「資料等」に改める。

第154条の次に次の1条を加える。

（代理弁明）

第154条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わ

って弁明させることができる。

第9章中第161条の前に次の2条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

第160条の2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第20条（日程の作成及び配布）、第79条（会議録の配布）、第133条（請願文書表）第1項及び第134条（請願の委員会付託）第1項の規定による議員に対する通知にあっては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかか

わらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。

- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第160条の3 この規則の規定（第28条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）第1項（第74条（選挙規定の準用）において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。